

矯正管区長
行刑施設の長

死亡手当金等に関する訓令を次のように定める。

平成18年5月23日

法務大臣 杉 浦 正 健

死亡手当金等に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号。以下「法」という。）第100条（法第82条第2項（法第288条及び第289条第1項において準用する場合を含む。）及び第288条において準用する場合を含む。）に規定する死亡手当金、障害手当金及び特別手当金の支給を適正に行うため必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(死亡手当金の支給の報告)

第3条 刑事施設の長は、死亡手当金を支給するに当たっては、当該刑事施設の所在地を管轄する矯正管区の長に対して、別記様式第1号の死亡手当金支給報告書により報告するものとする。

(障害手当金及び特別手当金の支給額の認可)

第4条 刑事施設の長は、障害手当金及び特別手当金の支給額を決定するに当たっては、当該刑事施設の所在地を管轄する矯正管区の長に対して、別記様式第2号の障害手当金（特別手当金）支給額認可申請書をもって認可を申請するものとする。

2 前項の申請に当たっては、障害手当金については、負傷又は疾病の症状が固定したこと及び症状が固定した日並びにその症状が固定したときにおける障害の部位及び状態に関する医師又は歯科医師の診断書を、特別手当金については、症状が固定すると見込まれる日並びにその症状が固定したときに残ると予想される障害の部位及び状態に関する医師又は歯科医師の診断書を添えて提出するものとする。

3 第1項の申請に当たって、受刑者等が故意又は重大な過失によって負傷し、又は疾病にかかったことを理由として障害手当金又は特別手当金の全部又は一部を支給しないときは、故意又は重大な過失があったことを疎明する書面を添えて提

出するものとする。

附 則

- 1 この訓令は、既決法の施行の日（平成18年5月24日）から施行する。
- 2 死傷病手当金給与規程（昭和60年法務省矯作訓第640号大臣訓令）及び昭和60年4月5日付け法務省矯作第641号矯正局長依命通達「死傷病手当金給与規程の運用について」は、廃止する。

附 則〔平成19年法務省矯総訓第3361号大臣訓令〕

この訓令は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律（平成18年法律第58号）の施行の日（平成19年6月1日）から施行する。

別記様式第1号

〇〇〇〇第〇〇〇号
〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇矯正管区長 殿

〇〇刑務所長 〇〇〇〇

死 亡 手 当 金 支 給 報 告 書

1 死亡者の身分関係

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 罪名
- (4) 刑名刑期
- (5) 入所年月日
- (6) 刑の終了日
- (7) 本籍

2 死亡の起因等

3 死亡手当金の支給を受ける者の身分関係

- (1) 氏名
- (2) 死亡者との続柄
- (3) 住所

4 支給額

別記様式第2号

〇〇〇〇第〇〇〇号

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇矯正管区長 殿

〇〇刑務所長 〇〇〇〇

障害手当金(特別手当金)支給額認可申請書

1 障害が残った者(障害が残る可能性がある者)の身分関係

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 罪名
- (4) 刑名刑期
- (5) 入所年月日
- (6) 刑の終了日(仮釈放が決定している場合は、その指定日も記載のこと。)

2 負傷又は疾病の起因等

3 症状が固定したと診断された日(見込まれる日)

4 障害の程度 ※ 刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則第62条関係別表第二に定める等級及び障害の程度を記載

5 支給額

6 その他 ※ 一部及び全部を支給しない場合には、その理由等を記載